

行政不服審査法施行細則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県規則第二十九号

行政不服審査法施行細則

(趣旨)

第一条 行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号。以下「法」という。)の施行については、行政不服審査法施行令(平成二十七年政令第三百九十一号。以下「令」という。)、行政不服審査法施行規則(平成二十八年総務省令第五号)、秋田県行政不服審査会条例(平成二十七年秋田県条例第五十八号)及び秋田県行政不服審査法第三十八条第六項の規定により読み替えて適用する同条第四項の規定により納付すべき手数料等に関する条例(平成二十八年秋田県条例第八号。以下「条例」という。)に定めるもののほか、この規則に定めるところによる。

(審理員の補助職員)

第二条 審査庁は、法第九条第一項の規定による指名を行ったときは、当該審査庁に所属する職員のうちから当該指名に係る審理員の事務を補助する者を指名することができる。

2 審査庁が前項の規定により指名する者は、法第九条第二項各号に掲げる者以外の者でなければならない。

3 審査庁は、第一項の規定により指名された者が法第九条第二項各号に掲げる者のいずれかに該当することとなったときは、当該指名された者に係る第一項の規定による指名を取り消すものとする。

(審査庁が法第九条第一項第三号に掲げる機関である場合の読替え等)

第三条 審査庁が法第九条第一項第三号に掲げる機関である場合においては、第五条第二項中「及び法」とあるのは「及び法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法」と、第七条第一項、第二項及び第六項第九号並びに第九条から第十二条までの規定中「法」とあるのは「法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法」と、第七条第二項から第五項までの規定、第八条及び第十条第一項中「審理員」とあるのは「審査庁」と、第七条第六項、第九条第一項及び第十条第二項中「審理員は」とあるのは「審査庁は」と、第七条第六項第三号、第九条第一項第三号及び

第十条第二項第四号中「審理員の」とあるのは「法第九条第四項に規定する審査庁の職員の」と、第八条第一項中「対し、法」とあるのは「対し、法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法」と、第十一条中「第九条第一項」とあるのは「第三条の規定により読み替えて適用する第九条第一項」と、第十二条第一項中「第七条第一項」とあるのは「第三条の規定により読み替えて適用する第七条第一項」と、第十四条中「第二条第一項」とあるのは「第二条第三項の規定により読み替えて適用する同条第一項」とし、前条及び第十六条の規定は、適用しない。

（審査請求をすべき行政庁が処分庁等である場合における審査請求書の提出部数）

第四条 審査請求をすべき行政庁が処分庁等である場合における審査請求書の提出部数は、正本一通とする。

（審査請求の取下げの通知等）

第五条 審査庁は、法第二十七条第一項の規定による審査請求の取下げがあったときは、審査庁が処分庁等以外である場合にあつては参加人及び処分庁等に対し、審査庁が処分庁等である場合にあつては参加人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

2 審査庁は、法第二十七条第一項の規定による審査請求の取下げがあったときは、速やかに、法第三十二条第一項又は第二項の規定により提出された証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件及び法第三十三条の規定による提出要求に応じて提出された書類その他の物件をその提出人に返還するものとする。

（弁明書の添付書類）

第六条 処分庁は、次に掲げる書面を保有する場合には、法第二十九条第三項第一号に掲げる弁明書にこれを添付するものとする。

- 一 秋田県行政手続条例（平成八年秋田県条例第四号）第二十四条第一項の調書及び同条第三項の報告書
 - 二 秋田県行政手続条例第二十七条第一項に規定する弁明書
- （口頭意見陳述の実施に係る通知等）

第七条 法第三十一条第二項の規定による期日及び場所の指定は、口頭意見陳述をさせる日の七日前までに書面により通知しなければならない。

2 申立人は、法第三十一条第三項の規定による補佐人の出頭の許可を受けようとするときは、口頭意見陳述をさせる日の三日前までに、補佐人とともに出頭することが必要な理由その他必要な事項を記載した書面を審理員に提出しなければならない。

3 申立人は、正当な理由があるときは、審理員に対し、口頭意見陳述の期日又は場所の変更を申し出ることができる。

4 審理員は、前項の申出があつたとき又は必要があると認めたときは、口頭意見陳述の期日又は場所を変更することができる。

5 審理員は、前項の規定により口頭意見陳述の期日又は場所を変更したときは、速やかに、その旨を審理関係人に通知しなければならない。

6 審理員は、口頭意見陳述の終了後、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を作成しなければならない。

一 事件番号

二 口頭意見陳述の期日及び場所

三 審理員の職及び氏名

四 申立人の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

五 出頭した審査請求人又は参加人（これらの者の代理人又は補佐人を含む。）の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

六 出頭した処分庁等の職員の所属、職及び氏名

七 申立人又はその代理人が出頭しなかったことについての正当な理由の有無

八 口頭意見陳述の要旨

九 法第三十一条第五項の規定による処分庁等に対する質問及びその回答の要旨

(証拠書類等の提出に係る通知等)

第八条 審理員は、法第三十二条第一項又は第二項の規定による証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件の提出を受けた場合にあってはその提出人以外の審査請求人及び参加人に対し、法第三十三条の規定による書類その他の物件の提出を受けた場合にあっては審査請求人及び参加人に対し、その旨を通知するとともに、次に掲げる事項を記載した書面を作成しなければならない。

一 事件番号

二 提出を受けた年月日

三 提出をした者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

四 提出を受けた証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件の名称

2 審理員は、前項の書面を作成したときは、速やかに、その提出人に対し、その写しを交付しなければならない。

(参考人の陳述の記録等)

第九条 審理員は、法第三十四条の規定による参考人の陳述（書面によるものを除く。）の終了後、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を作成しなければならない。

一 事件番号

二 参考人の陳述の期日及び場所

三 審理員の職及び氏名

四 参考人の氏名及び住所

五 参考人の陳述の要旨

2 前項の規定は、法第三十四条の規定による鑑定（書面によるものを除く。）の記録について準用する。

（検証の実施に係る通知等）

第十条 審理員は、法第三十五条第一項の規定による検証を行おうとするときは、あらかじめ、当該検証の対象となる場所の所有者その他当該場所の管理について権原を有する者に対し、次に掲げる事項を記載した書面により通知しなければならぬ。

一 検証を行おうとする日時

二 検証を行おうとする場所の所在地

三 前号の場所に立ち入ろうとする者の氏名

2 審理員は、法第三十五条第一項の規定による検証の終了後、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を作成しなければならぬ。

一 事件番号

二 検証を行った日時

三 検証を行った場所の所在地

四 審理員の職及び氏名

五 検証に立ち会った者の氏名及び住所

六 検証の結果

（審理関係人への質問の記録）

第十一条 第九条第一項の規定は、法第三十六条の規定による審理関係人への質問（口頭意見陳述その他の審理手続に際して行われるものを除く。）の記録について準用する。

（意見の聴取の実施に係る通知等）

第十二条 第七条第一項及び第六項（第四号、第七号及び第九号を除く。）の規定は、法第三十七条第一項又は第二項の規定による意見の聴取について準用する。

（用紙の大きさ）

第十三条 令第十一条第一号又は第二号に掲げる交付の方法によつて複写し、又は出力する用紙の大きさは、日本工業規格A列三番以下とする。

（減免を受ける場合の添付書類）

第十四条 条例第二条第一項の規定による手数料の減免を受けようとする者は、同条第二項の書面に、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第十一条第一項各号に掲げる扶助を受けていることを理由として手数料の減免を受けようとする場合にあっては、当該扶助を受けていることを証明する書面

二 前号に掲げる事実以外の事実を理由として手数料の減免を受けようとする場合にあっては、当該事実を証明する書面

（送付による交付）

第十五条 令第十四条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項の審査庁が定める方法は、郵便切手で納付する方法とする。

（審理員意見書の提出）

第十六条 審理員は、法第四十二条第二項の規定により審理員意見書を提出するときは、事件記録及び令第十六条に規定する書類のほか、第六条各号に掲げる書面を審査庁に提出しなければならない。

（審査会への諮問）

第十七条 法第四十三条第一項の規定による諮問は、審理員意見書並びに事件記録及び令第十六条に規定する書類の写

しのほか、第六条各号に掲げる書面の写しを添えてしなければならない。

（公示の方法による送達をした場合の通知）

第十八条 審査庁は、法第五十一条第二項ただし書の規定による公示の方法による送達をしたときは、次に掲げる事項を記載した書面を参加人及び処分庁等（審査庁以外の処分庁等に限る。）に通知するものとする。

一 事件番号

二 公示の方法による送達をした年月日

（再調査の請求）

第十九条 第四条、第五条、第七条（第六項第九号を除く。）、第八条及び前条の規定は、再調査の請求について準用する。この場合において、第四条（見出しを含む。）中「審査請求をすべき行政庁が処分庁等である場合における審査請求書」とあるのは「再調査の請求書」と、第五条（見出しを含む。）中「審査請求」とあるのは「再調査の請求」と、同条中「審査庁は」とあり、及び第七条第六項中「審理員は」とあるのは「処分庁は」と、第五条及び前条中「法」とあるのは「法第六十一条において準用する法」と、第五条第一項中「審査庁が処分庁等以外である場合にあつては参加人及び処分庁等に対し、審査庁が処分庁等である場合にあつては参加人」とあるのは「参加人」と、同条第二項中「又は第二項の規定により提出された証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件及び法第三十条の規定による提出要求に応じて提出された書類その他の物件」とあるのは「の規定により提出された証拠書類又は証拠物」と、第七条第一項及び第二項中「法」とあるのは「法第六十一条において読み替えて準用する法」と、第七条第二項から第五項までの規定及び第八条中「審理員」とあるのは「処分庁」と、第七条第六項第三号中「審理員」とあるのは「法第六十一条において読み替えて準用する法第九条第四項に規定する職員の」と、同項第五号中「審査請求人」とあるのは「再調査の請求人」と、同項第六号中「処分庁等」とあるのは「処分庁」と、第八条第一項中「は、法」とあるのは「は、法第六十一条において準用する法」と、「又は第二項の規定による証拠書類若しくは

は証拠物又は書類その他の物件の提出を受けた場合にあつてはその提出人以外の審査請求人及び参加人に対し、法第三十三条の規定による書類その他の物件の提出を受けた場合にあつては審査請求人及び参加人」とあるのは「の規定による証拠書類又は証拠物の提出を受けたときは、再調査の請求人」と、同条第一項第四号中「若しくは証拠物又は書類その他の物件」とあるのは「又は証拠物」と、前条中「参加人及び処分庁等（審査庁以外の処分庁等に限る。）」とあるのは「参加人」と読み替えるものとする。

（再審査請求）

第二十条 第二条、第五条、第七条から第十五条まで及び第十八条の規定は、再審査請求について準用する。この場合において、第二条、第五条第二項及び第十八条中「審査庁」とあるのは「再審査庁」と、第二条、第七条第一項、第二項及び第六項第九号並びに第九条から第十二条までの規定中「法」とあるのは「法第六十六条第一項において読み替えて準用する法」と、第五条（見出しを含む。）中「審査請求」とあるのは「再審査請求」と、同条第一項中「審査庁は」とあるのは「再審査庁は」と、同条及び第十八条中「法」とあるのは「法第六十六条第一項において準用する法」と、第五条第一項中「審査庁が処分庁等以外である場合にあつては参加人及び処分庁等に対し、審査庁が処分庁等である場合にあつては参加人」とあるのは「裁決庁等及び参加人」と、同条第二項及び第八条第一項中「第二項」とあるのは「法第六十六条第一項において読み替えて準用する法第三十二条第二項」と、第五条第二項中「及び法」とあるのは「及び法第六十六条第一項において読み替えて準用する法」と、第七条第六項第六号中「処分庁等」とあるのは「裁決庁等」と、第八条第一項中「は、法」とあるのは「は、法第六十六条第一項において準用する法」と、「対し、法」とあるのは「対し、法第六十六条第一項において読み替えて準用する法」と、第十一条中「第九条第一項」とあるのは「第二十条において読み替えて準用する第七条第一項」と、第十三条及び第十五条中「令」とあるのは「令第十九条第一項におい

て準用する令」と、第十四条中「条例」とあるのは「条例第三条第一項において読み替えて準用する条例」と読み替えるものとする。

（提出資料の写し等の手数料の減免）

第二十一条 第十四条の規定は、法第八十一条第三項において読み替えて準用する法第七十八条第四項の規定により納付すべき手数料（以下「手数料」という。）について準用する。この場合において、第十四条中「第二条第一項」とあるのは「第三条第二項において読み替えて準用する条例第二条第一項」と、「同条第二項」とあるのは「条例第三条第二項において読み替えて準用する条例第二条第二項」と読み替えるものとする。

（提出資料の写し等の送付による交付）

第二十二条 法第八十一条第三項において準用する法第七十八条第一項の規定による交付を受ける審査関係人は、手数料のほか送付に要する費用の額と同額の郵便切手を納付して、当該交付に係る同項に規定する主張書面若しくは資料の写し又は当該交付に係る同項に規定する電磁的記録に記録された事項を記載した書面の送付を求めることができる。

（補則）

第二十三条 法、令、行政不服審査法施行規則、秋田県行政不服審査会条例、条例及びこの規則に定めるもののほか、法、令、行政不服審査法施行規則、秋田県行政不服審査会条例及び条例の施行に関し必要な事項は、審査庁となるべき行政庁が定める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。